入札に参加する者に必要な資格に関する事項（追加）

共通入札公告及び個別公告に掲げるもののほか、下記事項を入札に参加する者に必要な資格として追加する。

記

１　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

２　暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。